

包括的意見に基づく記録回復に係る「呼びかけ」について(案)

平成 23 年 7 月 1 2 日

厚生労働省

日本年金機構

- 包括的意見に基づく年金事務所段階での記録回復の実施については、本人自身による記録確認の呼びかけに加えて、事業主に対して、該当事例があれば申し出ていただくよう呼びかけを行うことにより、より迅速に記録回復を行うことができると考えられる。以下のような呼びかけを行う方向で、現場の意見も聞きながら、検討。

① 呼びかけの方法(案)

- (1) 事業主宛に送付する納入告知書へのちらしの同封
 - ・ 事業主への確認依頼及び従業員自身による確認の呼びかけの依頼
- (2) 日本経団連、経済同友会、日本商工会議所等に対する傘下企業への周知の依頼
- (3) 全国社会保険労務士会連合会に対する周知の依頼
- (4) 職域型年金委員を通じた呼びかけ(対事業主、従業員)
- (5) 基金設立事業主に対する厚生年金基金を通じた周知等
- (6) その他 HP 等における一般広報
 - ・ 包括的意見に基づく年金事務所段階での回復基準の周知
 - ・ ねんきんネットを活用した自身の記録確認の呼びかけ

(注) 上記事業主への呼びかけの際には、将来に向けた適切な賞与の届出や月末得喪時の届出について、併せて周知を行う。

② 実施時期

本人からの申立てへの対応や事業主・本人からの相談への対応等の体制を整えた後に実施。(10月以降を目途)

<参考> 第2号被保険者に対するねんきん特別便について事業主への協力依頼を行った際の具体的取組

- 平成 20 年3月に社会保険庁から適用事業所へ送付する納入告知書にちらしを同封し、ねんきん特別便の配布及び回答票の回収について、事業主に協力を依頼。
- 社会保険事務所の窓口にちらしを備え付け、事業所の来所時等のあらゆる機会を通じた働きかけを実施。
- 経済団体(日本経団連、日本商工会議所等)に対して、各地において傘下事業所を対象とした説明会の開催を依頼。社会保険事務局(事務所)が依頼を受けて説明会に出席。